

注目資格は「」!

35

一般社団法人事業承継協会



一般社団法人事業承継協会
理事 金子一徳氏 事業承継士
中小企業診断士・CFP

事業承継士とは。

「事業承継は親子の葛藤、兄弟間の争い、社長と後継者間の軋轢（あつれき）、後継者と従業員の対立……。実は節税だけでなく悩み多き世界が広がっている。そこで、こうした数々のコンサルティングを経験

不動産業界での事業承継が業界で最大の関心事だ。特に地場不動産会社は存続か、廃業かを迫られている中で「事業承継士」に注目が集まっている。事業承継センター代表取締役の金子一徳氏に聞いた。

する中で、生きたノウハウを蓄積して体系化したのが、一般社団法人事業承継協会が付与・管理運営する「事業承継士」という民間資格なのです」

「事業承継には、資産の

移転を伴う場合が多く、その中でも不動産は極めて大きな資金が動くため、ファイナンス、不動産に関する法律、さらには税務に関する知識も必須だ。特に中小企業の事業承継では、個人と会社間で所有権が入り組んでいるケースが多く、これを解きほぐして両者の最適解を見つけるのも事業承継士の重要な役割だ」

特徴について。

「他の多くの資格が個人の相続にフォーカスしているのに比べ、会社の承継にフォーカスしながら、個人と会社の融合する分野にアプローチしていくのが特徴だ。例えば土地は社長の個人所有だが、その上に建つ事務所や工場は会社が所有しているケースが多い。あるいは会社所有のマンションの一室に社長の家族が住んでいることもある。これを事業承継のタイミングでどうやって所有権を移転すれば家族間がもめずに節税出来るか、などを考えて全体最適解を提案する。事業承継士が創設され7年間で1045人（23年4月1日現在）が受講しているが、不動産関連資格の保有者はわずかに約1%と圧倒的に少ない。不動産の専門家に事業承継士資格を取得してもらいたい。」

DATA

受講料／33万円（税込み）。試験／選択・記述の混合方式。受験料／9900円（税込）。郵送で合格通知。

「事業承継には、資産の